

総管管第29号  
平成27年3月26日

各府省等官房長等 殿

総務省行政管理局長

### 行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用の改善について

行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第6章に定める意見公募手続等（以下単に「意見公募手続」という。）の実施については、「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」（平成18年3月20日付け各府省等官房長等宛て総務省行政管理局長通知）等に基づき運用いただいているところです。

しかしながら、依然として、結果の公示が命令等の公布よりも著しく遅れる事例や、意見提出期間の終了直後に命令等を制定しようとする事例があることが、報道や国会審議において指摘されるとともに、当局の施行状況調査結果や自民党行政改革推進本部の調査結果においても一部にそのような運用実態が認められるところです。このような状況は、提出された意見を十分に考慮していない、意見公募手続を軽視している等の疑念を招きかねず、意見公募手続の制度趣旨に照らせば、命令等の制定過程における公正の確保と透明性の向上をより一層図っていくことが必要と考えられます。

今後の意見公募手続の実施に当たっては、より適正な運用を確保する観点から、下記により運用していただくようにお願いします。また、内部部局、地方支分部局など貴管下の命令等制定機関に対する周知もお願いいたします。

### 記

#### 1. 結果の公示

(1) 結果の公示は、原則として、命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。以下同じ。）と同日又はそれ以前に行うこととする。

(2) やむを得ない理由により、結果の公示が命令等の公布よりも遅れる場合には、命令等の公布の際に、その理由及び公示日の目途を明らかにすることとする。

やむを得ない理由がある場合としては、例えば、施行日が法定されている命令等や、災害対応を始め早急に公布する必要がある命令等であつて、施行通知など施行のための準備が多忙である一方で、予想を超える大量の意見が提出されたため当該意見の整

理・要約に時間を要すること等から結果の公示が遅れるような場合が考えられるが、こうした場合でも、結果の公示をできる限り早く行うよう努める。

なお、単に提出意見が多数であり検討に時間を要することは、やむを得ない理由には該当せず、その場合には結果の公示に合わせて命令等を公布すればよいことに留意する。

- (3) 公益上緊急に命令等を定める必要のある場合を始め法第39条第4項各号に該当することにより意見公募手続を実施せずに命令等を定めた場合における命令等の題名及び趣旨等の公示（法第43条第5項）についても、上記(1)及び(2)と同様の対応をとることとする。

## 2. 提出意見の考慮

- (1) 意見提出期間終了後の命令等を定める時期

ア 命令等制定機関は、原則として、意見提出期間の終了から命令等の公布までに、少なくとも次の期間を確保することとする。

- ・ 提出意見が10件以下の場合 2日
- ・ 提出意見が11件以上50件以下の場合 4日
- ・ 提出意見が51件以上100件以下の場合 8日
- ・ 提出意見が101件以上の場合 14日

イ ただし、例えば、同内容の意見が多数であり考慮すべき実質的な事項数が少ない場合や、提出意見の大半が意見提出期間の開始直後に提出された場合等において、提出意見を十分に考慮した上で、アに掲げる期間よりも短期間で命令等を公布するときは、結果の公示の際に、その理由を明らかにすることとする。

なお、命令等の施行すべき日が差し迫っている一方で、予想を超える大量の意見が提出されること等により、結果的にアに掲げる期間よりも短期間で命令等を公布せざるを得ない場合があり得るが、こうした場合も、提出意見を十分に考慮するための期間を確保したことについて合理的に説明できる必要があることに留意する。

ウ なお、アに掲げる期間は、あくまで意見提出期間の終了から命令等の公布までの最小限の期間であり、各命令等制定機関は、提出意見の内容等の個別の事情に応じて、提出意見を十分に考慮するために必要な期間を確保する必要がある。

- (2) 多数の意見が提出された案件については国民の関心が高いものと考えられ、提出意見が十分に考慮されたかどうかの確認をより慎重に行うこととする。少なくとも提出意見が多数（100件以上）に上る案件については、命令等の制定に当たり、提出意見を考慮した結果について、大臣、副大臣又は大臣政務官の確認を得ることとする。

ただし、決裁権者が事務レベルであるものについては、決裁権者の確認を得るとともに、提出意見の内容の重要性等に応じ、大臣、副大臣又は大臣政務官の確認を得る

こととする。

### 3. その他の事項

#### (1) 結果の公示の方法の見直し

次のとおり、e-Gov（電子政府の総合窓口）における結果の公示を充実することとする。

##### ① 次のとおり、e-Govのシステム上の対応を行う。

ア 一覧画面の表示項目に、命令等の公布日・提出意見数を追加する。

イ 案件ごとの詳細画面の表示項目に、提出意見数・提出意見の反映の有無を追加する。

##### ② 結果の公示が命令等の公布より遅れた場合や、上記2(1)アに掲げる期間よりも短い期間で命令等を公布した場合には、その理由を案件ごとの詳細画面の備考欄に記載する。

##### ③ 提出意見に対する考え方（提出意見を考慮した結果及びその理由）を明らかにする資料において、命令等に反映された意見が容易に判別できるよう表示する。

また、当該資料について、提出意見を十分に考慮したことにつき疑念を招くことのないよう、丁寧に記載するよう努める。

#### (2) チェック体制の整備

意見公募手続に係る一連の手続が遺漏なく行われるよう、命令等制定機関において、例えば、決裁過程の中で立案担当課室以外の課室がチェックする等の方法により、内部チェック体制の構築に努める。

### 4. 適用等

#### (1) 適用

本通知は、平成27年4月1日以降に意見公募手続を開始する案件から適用する。ただし、3(1)①については、e-Govのシステム上の対応が可能となった時点で実施することとし、具体的な期日・対応要領については、別途連絡する。

なお、平成27年3月31日以前に意見公募手続を開始した案件についても、可能な限り、1から3までに沿った対応をとることが望ましい。

#### (2) フォローアップ

総務省（行政管理局）は、意見公募手続の適正な運用に資するため、施行状況調査の実施等により、運用状況をフォローアップする。